在留邦人の皆様へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０１３年１月１４日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　在バンガロール出張駐在官事務所

１．インド政府は、パキスタン、アフガニスタン、イスラエル及び一部のアフリカ諸国等のポリオ患者発生国からインドに入国するすべての渡航者（成人、小児）は、インドに向かう出発日の６週間前までに経口生ポリオワクチン（ＯＰＶ）の接種を受け、インドに入国する際にポリオワクチン接種証明提示を必要とする措置を２月１４日から実施するとしていることから、在インド日本大使館より以下のお知らせが発出されています。（リンク先は下記のとおり）。

（お知らせ）

<http://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/polio.pdf>

（お知らせの一部訂正）

<http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Medical_New/polio(r)_2014.pdf>

２．インド保健家族・福祉省によれば、この措置は該当国からインドに入国するすべての渡航者（インド人のみならず外国人も含む）に適用され、インドに在住し該当国に一時的に滞在した後インドに再入国する場合も同様に適用されるとのことです。但し、インド政府による今回の措置で認められるワクチンは経口生ポリオワクチン（ＯＰＶ）のみで、注射のポリオ不活化ワクチン（ＩＰＶ）は認めらない由です。

３． なお、インド国内では、多くの医療機関で経口生ポリオワクチン（ＯＰＶ）の接種が受けられ、当地カルナタカ州においても主要な病院で接種が可能であるようですが、インド保健家族・福祉省より、本件について印国内での体制整えるには、更なる準備期間が必要であるとの見解が示されており、各州によっては一律的に成人又は５歳以上の小児に対する接種が実施されていない又はされない可能性が有ることも判明しております。この点ご注意願います。ちなみにバンガロール市内の主だった病院では、希望すれば経口生ポリオワクチン（ＯＰＶ）の接種を受けることが可能と聞いております。

（以上）